

第59号議案

品川区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例

1. 改正の理由

令和2年6月5日、居宅介護支援事業所における管理者要件の変更を内容とする厚生労働省令が公布されたことに伴い、区においても所要の条例改正を行う。

2. 改正の内容 ※新旧対照表のとおり

(現行) 管理者は原則として主任介護支援専門員でなければならないが、経過措置として平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間は、介護支援専門員を管理者とすることができる。

(改正案) 管理者は原則として主任介護支援専門員でなければならないが、以下の経過措置および特例を設ける。

- (1) 令和3年3月31日時点で管理者である介護支援専門員については、当該管理者が管理者である限り、令和9年3月31日までの間は管理者とすることができる。
- (2) 主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、管理者確保に向けた計画書を保険者に提出することで、介護支援専門員を管理者とすることができる。

3. 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

品川区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営の基準等に関する条例新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(管理者)</p> <p>第5条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>2 前項に規定する管理者は、主任介護支援専門員でなければならない。<u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</p> <p>(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第15条第20号の規定は、同年10月1日から施行する。</p> <p>2 <u>令和3年4月1日から令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第5条第1項に規定する管理者が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、同条第2項の規定にかかわらず、引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を同条第1項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> | <p>(管理者)</p> <p>第5条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>2 前項に規定する管理者は、主任介護支援専門員でなければならない。</p> <p>3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</p> <p>(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第15条第20号の規定は、同年10月1日から施行する。</p> <p>2 <u>この条例の施行の日から平成33年3月31日までの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員を同条第1項に規定する管理者とすることができる。</u></p> |